

令和6年度 第3回 長野県契約審議会

日 時 令和6年11月12日(火)

15時30分～17時

場 所 長野県庁議会増築棟 第1特別会議室

1 開 会

(一由企画幹)

本日は大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから令和6年度第3回長野県契約審議会を開会いたします。

私は本日の司会を務めます、長野県会計局契約・検査課の一由と申します。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、お手元の次第に従いまして進行してまいります。

本日は11名の委員にご出席していただいておりますので、長野県契約審議会規則第4条第2項の規定により、過半数の定数を満たしておりますので、会議が成立していることをご報告申し上げます。

審議会は公開での審議となりまして、会議録につきましては、後日、県のホームページで公表させていただきます。

なお、会議の終了時刻につきましては、午後5時頃を目途としておりますのでご協力をお願いいたします。

ここで報道機関の皆様、傍聴の皆様方へお願いがございます。本日の資料は、今後の検討によりまして修正されることもございますので、その点につきましてはご注意ください。よろしくお願いいたします。

まず初めに、県を代表いたしまして、会計管理者兼会計局長の尾島よりご挨拶を申し上げます。

(尾島会計局長)

会議管理者兼会計局長の尾島でございます。開会にあたりまして一言申し上げたいと思います。

佐々木会長を初め皆様におかれましては、お忙しい中、本審議会にご出席をいただきありがとうございます。

9月に開催した審議会では、県の取り組みに対しまして非常に多くの貴重なご意見をいただきました。

本日の審議会では、前回審議会での主な意見の回答対応の他、取組方針の変更案、最低制限価格を導入した消防用設備等点検業務における最低制限価格制度の実施状況、最低賃金の改定に伴います清掃警備業務等における最低制限価格制度等の最低制限日額の改定など計3件の報告事項についてご審議いただく予定としております。

委員の皆様の中には、前回同様、大所高所から忌憚のないご意見を頂きますようお願い

を申し上げまして、簡単ですが開会の挨拶とさせていただきます。
よろしくどうぞよろしくお願いいたします。

(一由企画幹)

それでは会議事項に入ります。

議長につきましては、長野県契約審議会規則第4条第1項の規定によりまして、会長が務めることとなっておりますので、これより佐々木会長に会議の進行をお願いいたします。
よろしくお願いいたします。

2 会議事項

(1) 前回審議会の主な意見

(佐々木会長)

それでは皆様本日もどうぞよろしくお願いいたします。
まず会議事項1「前回審議会の意見」について、事務局からご説明をお願いします。

(事務局)

資料1、前回審議会主な意見についてご説明させていただきます。9月13日に開催いたしました令和6年度第2回契約審議会の主な意見を要約して整理させていただいたものになります。
前回審議会におきましては、改めてこの場で回答するご質問等はありませんでしたので、誤った要旨となっていないか、ご確認をお願いします。説明は以上となります。

(佐々木会長)

ありがとうございました。何かご質問ご意見等ありますでしょうか？
この件につきましては概ね適当であるということで、よろしいでしょうか？
概ね適当と認めます。

(2) 審議事項

・取組方針の変更(案)

(佐々木会長)

それでは、(2)審議事項「取組方針の変更案」について事務局からご説明をお願いします。

(事務局)

2ページ、資料2-1をご覧ください。取組方針の変更案でございます。
長野県の契約に関する条例や基本理念を実現するため、取組方針を平成26年に策定し、その具体化に取り組んでおり、その取組方針について令和5年度の変更から取り組みが進

み、現段階での進捗状況等を反映させるため、2、今回変更にあたっての考え方のとおり変更するものです。

変更する取組内容としましては、試行の終了に伴う廃止、今回廃止の案件がございませんで、該当なしです。二つ目の実施または試行した取組を反映するとして、「△今後検討を進める取組」を「○着手しているが更に検討を要する取組」また、○あるいは「□既に実施している取組」へ変更するもの、三つ目、消防用設備等点検業務にて予定価格の設定、賃金実態調査の実施、最低制限価格制度の導入を図ったことを反映しております。

3の変更する取組項目でございますが、3ページをご覧ください。資料2-2になります。記載の取組方針でございますが、○の項目、あるいは△の項目のみを示しています。

取組番号の欄になりますが、まず一つ目、修正した箇所を太枠で示しておりますが、取組番号3については森林整備業務等の契約状況の議会への報告を反映し、○から□へ変更しております。

続いて93番、電子契約に加え、今年度から取り組んだ電子入札と入札参加資格審査申請受付システムを導入いたしましたので、こちらも□としております。

続きまして10番、消防用設備等点検業務について今年度から取り組んでおりまして、それを考慮しておりますが、項目は清掃業務及び警備業務においてとなっておりますが、その他の業務を含むということで清掃業務、警備業務等としております。

下の方へ行きまして94番、今年度から燃料調達の試行をしておりますので、△未着手から□としております。

75-1ですけれども、総合評価落札方式で週休2日工事、ICT技術の活用ということで、こちらは○から□としております。

75-2ですが、令和7年度からの入札参加資格の審査項目で、ワークライフバランス、週休2日等の休日制度、ICT活用工事実績を評価を反映いたしまして□としております。

76番、こちら消防用設備点検業務の実施を考慮して、庁舎等の清掃業務及び警備業務を清掃業務、警備業務等としております。

92番ですけれども、令和7年度からの入札参加資格の審査項目で、事業活動温暖化対策計画などの取組を評価するというので、△から□としています。

2ページに戻っていただきまして、4番の実施状況になります。H26年の策定時から前回変更のR5年12月となっております、今回変更は、既に実施している□が85、○が11、△が2、計98となります。

(佐々木会長)

ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、ご質問ご意見等ありますでしょうか？

森委員、お願いします。

(森委員)

資料の2-2の実施状況について、期待されるのは○から□、あるいは、△から□というところだと思います。取組方針3-4、取組番号94は△から○になりますが、「着手しているが更に検討を要する取組」というのは、こういった状況を指すのでしょうか。

また、75-1、75-2、92は□になるということですが、こういった制度を導入した後の効果の検証が大事だと思います。そのあたりはいかがでしょうか。

(事務局)

一つ目の94番が△から○になることに関するご質問についてですが、○は「着手しているが更に検討を要する取組」としております。公用車燃料の調達につきましては、今年度から事業者からの優先調達を試行として実施している段階でございます。試行段階のものについては、今後、検討を進めるということで、現時点では○としています。

(事務局)

二つ目の質問の75-2番についてですが、建設工事等に関しましては、12月から入札参加資格申請が始まります。ですので、実際にどれだけの企業がこの制度に申し込んでくるか、現時点ではわからない状況です。

ただ、この制度について業者を対象に行った説明会においては、関心が高かったと感じております。

(事務局)

92番について、入札参加資格の審査項目に事業活動温暖化対策計画制度の取組を評価するとしたところですが、物件の買入れ等につきましても11月から入札参加資格申請を受け付け始めたところですので、先ほどの説明同様、数字は現在集計中という状況になります。審査終了後に、改めてご報告いたします。

事業活動温暖化対策計画制度については、直接の所管が環境部になりますので、入札参加資格の加点項目に追加されたことによる問い合わせ件数の増加等については、こちらで回答できるものを持ち合わせておりません。

(森委員)

94番で言うと試行して本格導入に至るまでにどういう課題が出てきてたか、75-2番の週休2日で言うと制度として導入した後に、実態をどう把握していくのか、という辺りを意識しながら、今後の制度設計などに活かしていけるといいかと思います。

(佐々木会長)

結果が出ましたら評価を教えてくださいと思います。

93番のDXの推進について見ますと「電子契約、電子入札、入札参加資格審査受付システムを導入する」が○から□になるということですが、DXの推進については、内容が非常に幅広く、様々なことが含まれてるんじゃないかと思います。この記載以外にも、取り組めるものはあるのではないのでしょうか。

そういった状況であるにも関わらず、□の「既の実施している取組」として整理しているのでしょうか。その辺りの考え方を教えてください。

(事務局)

今後考えられる取組については、関係部局と協議をする中で新たな取組の導入を検討してまいります。

(佐々木会長)

ここに記載されている、電子契約、電子入札、入札参加資格審査受付システムの導入により、DXの推進はひと段落したという感じですか。

(事務局)

ここに記載の取組については、導入が完了しましたので、既に実施しているとさせていただきます。

DXの推進について、記載以外のものがあれば、おっしゃる通り追加する必要があると考えています。

(佐々木会長)

他にいかがでしょうか。

(濱委員)

今回は、試行の終了に伴う廃止がなかったとご説明がありましたが、試行中の取組はまだありますか。

(事務局)

あります。

(濱委員)

検討を進めて、着手をして、更に検討を行い、実施完了という流れになると思っていますが、92番はいきなり△→□となっています。更に検討するという過程は省略されたのでしょうか。各凡例のそれぞれの違いがよくわかりません。□になったら完結で、もう検討はされないのでしょうか。

(事務局)

△については、今、着手に向けて検討している状況のものです。

○については、着手しているがさらに検討を要する、ですが、試行段階のものや一部取り組みを進めている状況になります。例えば、10番の「より適切な予定価格の設定について検討する」について、清掃業務では、国が示している積算基準を使っている案件は全体の一部ですので、拡大の余地があるかと思っています。

□については、試行段階のものについてはさらなる検討を進めた後であったり、何々を導入する、何々を実施する、という表現のものは実施済みとしております。

(濱委員)

試行着手も、本格着手も、実施として取りまとめて85件ということですか。

(事務局)

試行は○で、制度として導入を図ったものについては□になります。△の未着手が2件ございまして、一部実施済み若しくは実施済みの件数が、○と□を合わせて、98件という状況です。

(濱委員)

全部完結で□になるということですね。ありがとうございます。

(佐々木会長)

他にいかがでしょうか？

それでは、この件についておおむね適当ということにさせていただきます。

(3) 報告事項

ア 消防用設備等点検業務における最低制限価格制度の実施状況

(佐々木会長)

続きまして、(3)報告事項ア「消防用設備等点検業務における最低制限価格制度の実施状況」についてご説明をお願いします。

(事務局)

4ページ、資料3をご覧ください。

消防用設備等点検業務における最低制限価格制度の実施状況について、今年度から導入した消防用設備等点検業務における最低制限価格制度の実施状況を報告いたします。

1 取組方針については記載の通りです。

2 の実施内容は、令和6年度から消防用設備等点検業務に最低制限価格制度を適用いたします。対象業務は、予定価格100万円以上の庁舎等の消防用設備等点検業務で、最低制限価格の算定方法ですが、予定価格算定時の労務単価を最低制限日額に置き換えて積算しています。

3 の実施状況になります。令和元年から令和6年までの状況を折れ線グラフにしております。上の折れ線グラフですが、●が平均落札率、下側の折れ線グラフの▲は最低落札率を示しております。棒グラフについては、入札件数、その横のカッコ書きの中は落札率が60%未満であった件数を示しています。令和5年以前は、落札率が40%台の入札がございましたが、最低制限価格制度の導入により、70%まであがりました。

また、下段の下の表ですが、令和5年と令和5年の落札率を対比した表でございます。①から⑩まで施設がございまして、概ね横ばいあるいは上昇しているところですが、その下、参考でございます。公募型見積合わせ100万円未満の入札案件で、最低制限価格は導入し

ておりませんが、最低落札率が20%台あるいは30%がございまして、これらの改善が課題となっておりまして、対比として示しております。

報告は以上でございます。

(佐々木会長)

ありがとうございました。それでは本件についてご質問等ありますか。

湯本委員をお願いします。

(湯本委員)

3点、確認をさせてもらえばと思います。資料2-2の取組番号10番、18番、76番で今回、消防用設備等点検業務を追加された理由と、18番に記載の「拡大する」について、今後どのような業務への拡大を検討されていますか。

2点目ですが、消防用設備等点検業務は、おそらく消防設備協会に加入されている業者の皆さんが入札に参加されると思います。検索すると、地区にもよりますが、相当数の業者の方がいらっしゃるようですが、資料の入札参加者数を見ると非常に少数です。この理由はについて、お考えを伺います。

3点目ですが、事務局からも懸念があると説明がありましたが、予定価格100万円未満の公募型見積合わせ案件について、資格が必要な業務であるにも関わらず落札率が低い状況となっております。そうすると最低制限価格制度による効果が非常に大きいと思いますが、そういうことでよろしいでしょうか。

(事務局)

一つ目の質問でございます。取組方針に消防用設備等点検業務のことを追加した理由ですが、県の契約条例及び基本理念に基づいて追加しております。比較的規模の大きい清掃や警備業務については先行して導入し、それ以外の比較的規模の小さい業務については随時導入を図っていくということで、今回追加しました。積算基準が示されている他の業務についても、随時導入を検討してまいります。

二つ目の質問でございます。協会員数が多いにも関わらず参加者数が少ないのではないかということについて、協会と意見交換したところでは、官公庁の業務より一般の業務が非常に多いと聞いております。また、受注した業者の状況を見ますと、令和5年と令和6年で、同じ業者が受注しているような状況が見受けられまして、入札に参加する施設を絞っているのではないかと推察されます。

三つ目の100万円未満の落札価格が低いのではないかとございましてけれども、100万円以下の状況を見ますと、業者から参考見積を確認し予定価格としてるところもありますし、あるいは積算基準を使って予定価格を算出しているケースもあります。適正に予定価格を設定している案件について、課題であります最低制限価格を設定することで、落札率が低い状況について改善を図りたいと考えております。

(佐々木会長)

他にいかがでしょうか。

(木下委員)

設備の点検業務ってのは、なかなか成果が目に見えにくいですよね。ですから、あまりに安い価格で受注されると心配な点が多いと思いますから、最低制限価格を設けて、その検収もしっかりやっていただきたいなと思います。

入札状況を見ますと、参加者も少なく、落札率の向上もしておりますね。競争が低下しているということだと思いますので、複数年契約を取り入れてみてはいかがでしょうか。

(事務局)

複数年契約が可能かどうか、検討させていただきます。

(佐々木会長)

消防設備点検は民間施設の業務が多いというようなご説明がありましたが、例えば行政の業務は非常に割りが悪いから民間の方に流れて、入札への参加者数が少ないとか、そういうことはあるのでしょうか。

(事務局)

割が悪いということはないと思いますが、民間でも付き合いがあるようです。官公庁より民間の方が建物が非常に多いために、業務が多い状況ということです。

先ほども申し上げましたが、落札状況を見ていると、ほぼ同じ業者が例年、落札をしております。

(佐々木会長)

そういう業者も民間の業務も取ってらっしゃるのですね。

(事務局)

取っております。

(佐々木会長)

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、ただいまのご報告につきましては、ご質問・ご意見もないようですので報告として承ります。

イ 清掃・警備業務等における最低制限価格制度等の最低制限日額の改定

(佐々木会長)

続きまして、報告事項イ「清掃・警備業務等における最低制限価格制度等の最低制限日額の改定」についてご説明をお願いします。

(事務局)

5 ページ、資料 4 になります。清掃・警備業務等における最低制限価格制度等の最低制限日額の改定でございます。

最低制限日額は、最低制限価格の算定に用いるもので、今年度の第 1 回の契約審議会にて、国から労務単価が改定ということで示されまして改定の報告をしておりますが、今回はこの 10 月に最低賃金の改定がございまして、それを受けて改正するものです。

1 の取組方針ですが記載のとおりです。

2 の令和 6 年度の変更する最低制限日額の内容ですが、最低賃金が 10 月 1 日に 948 円から 998 円へ 50 円上昇しております。率にして、5%上昇しております。最低制限日額は、最低賃金 998 円に 8 時間をかけて、7,990 円としています。予定価格算出に適用している労務単価を最低制限日額に置き換えて算出しています。例としまして、清掃員 C の労務単価を 7,990 円に置き換えて算出しております。

職種別の最低制限価格につきましては、6 ページをご覧ください。これも毎回説明しているものでございますが、職種別の労務単価の最も低い職種である清掃員 C の労務単価 11,500 円について、最低制限日額に置き換えて、これを基準に清掃員 C 以外の職種についても設定しているという状況です。①番が令和 6 年度労務単価、②については清掃員 C を 1 とした場合、それぞれの職種の比率を示しています。一覧表では、①の労務単価 11,500 円を①割る A が比率となり、先ほど示した 998 円×8 時間=7,990 円を B となりますが、それと②単価比率を掛け合わせて③最低制限日額としております。参考に④当初の最低制限日額を示しており、その比率を再下段に示しています。今回決定する最低制限日額は下の表にございます。当初が④、今回設定するのが⑤となります。これらの額を予定価格で算出し置き換えて、最低制限価格が算出されます。

予定価格については①の労務単価で算定しますが、最低制限価格につきましては、今回算定しました最低制限日額を用い算定いたします。

5 ページに戻っていただきまして、適用日でございます。10 月 1 日に最低賃金が改定されましたので、10 月 1 日以降に公告する業務に適用しております。

説明は以上でございます。

(佐々木会長)

ありがとうございました。

ただいまのご説明に対しましてご意見ございますでしょうか。

(湯本委員)

2 点お願いします。まず確認ですが、かつて公共事業の場合については、資材高騰の場合については改めて契約ということでご回答があったわけですが。

今回の適用は 10 月 1 日以降に公告する業務ということですが、これまで契約をされたものについても、契約金額を改めるのでしょうか。

もう一つは意見になりますが、連合長野の関係で、健康福祉部と産業労働部と意見交換をしたのですが、様々な職種で人材不足というのが深刻な状況でありますので、やはり価

格設定についてはきちんと努力していただきたいと思います。

(事務局)

最初のご質問でございますけれども、資材価格の高騰、あるいは、今回の最低賃金もそうですが、市場価格の変動や事情変更があれば、受発注者間で協議して、変更契約をするように指導しております。

続いて、ご意見ということでございますけれども、私どもも適切な価格設定の重要性については認識しております、ご意見について承知いたしました。

(湯本委員)

最低制限価格が上がったことにより、契約金額を変更する必要はないのでしょうか。

(事務局)

最低制限価格の変更に伴って契約金額を変更する必要はございません。

(佐々木会長)

よろしいですかね。

賃金は確かに上げたいのだと思いますが、労務単価をもとに制度を組み立てているわけですから、工夫のしようもないという感じですかね。

(事務局)

おっしゃるとおりで、どこが適切なラインであるかを判断しようがない状況ですので、最低賃金を基に最低制限価格を算定しております。

(佐々木会長)

他にご質問等ございますか。

それでは、この件に関しても報告として承りました。

ウ 建設工事等における全国の落札率の推移

(佐々木会長)

続きまして、報告事項ウ「建設工事等における全国の落札率の推移」についてご説明をお願いいたします。

(事務局)

資料の5、7ページをお願いいたします。建設工事等における全国の落札率の推移について、令和5年度の調査結果がまとまりましたので報告いたします。

この内容につきましては契約審議会でも毎年ご報告している内容ですが、平成26年度までは国または他県の調査した数字、平成27年度からは、長野県が全国の都道府県に対して

アンケート調査を行ったものとなっております。

上段1の建設工事をご覧ください。工事につきましては、全国の平均落札率は94.1%で前年度より0.3ポイント上がっております。長野県は前回の審議会でも説明いたしましたが、0.1ポイント下がって95.1%となっており、全国平均と比較しますと1ポイント高い水準となっております。傾向としますと、令和元年8月の失格基準価格改定から全国平均よりも高い落札率が続いております。

続いて下段2の委託業務についてですが、全国平均の落札率は88.7%で前年度より0.1ポイント下がっております。長野県は昨年度と同様の89.8%となっておりまして、全国平均より1.1ポイント高い水準となっております。傾向としますと、建設工事同様、平成28年4月の失格基準価格改定から全国平均よりも高い落札率が続いております。報告は以上となります。

(佐々木会長)

はい、ありがとうございました。

ただいまのご報告につきましてご質問ご意見ございますでしょうか。特にございませんでしょうか？

それでは特にご質問ご意見等ないようでございますので、報告として承りました。

3 その他

(佐々木会長)

以上をもちまして、予定していた議事は全て終了しました。皆様のご協力で、かなり迅速に進みました。

せっかくの機会でございますので、ただいまの会議事項以外にもご意見、ご質問等あればどうぞおっしゃってください。

(秋葉委員)

資料2-2につきまして、取組項目が98項目ある中で、全くの未着手の△は2つまで進んだことについては、これまでの皆様のご尽力のおかげというふうに思っています。この△○□というのが、若干混乱するのですが、要するに、すべて□にしようという目標だと思います。そうすると□は85項目までできてはいるものの、○で留まっているのが11項目、相当頑張らないといけない、△が2つある。毎年、少しずつは進んではきているものの、社会情勢の変化のほうが早く進んでいるところがいっぱいある気がしてならないんですね。

今後、全部の項目を□にするための手立てや方向性をどのようにお考えになっておられるのでしょうか。まだこれからです、というところもあるかもしれませんが、社会のスピードをキャッチアップしていかないといけないと思います。そのあたりについて、意見交換的な感覚で結構ですので、お考えとかあるいは逆にお悩みとかあれば、お話いただけないでしょうか。

(事務局)

貴重なご意見ありがとうございます。取組方針は平成26年に策定して10年を経過したところでございます。当初は89項目で始まりまして、いろいろな見直しを経て、現在98項目となっております。

おっしゃられるように、時代がどんどん変わってることもございまして、中身的にも今の情勢に合わないのがあると感じています。10年経過したということもあり、しっかり見直しをかけていく時期かと思っていますので、皆様方のお力を頂ければと思います。よろしく願いいたします。

(木下委員)

私の捉え方とすれば、取組方針は階段を上ってるというふうに考えています。例えば、DXの推進について会長もおっしゃった通りすごく奥が深いので、まずは達成できそうな目標を立てて、それが達成できたら次のステップに進む。他の項目もそうですね。一番公平公正なものをして、それが7割、8割達成できるようであれば、次のステップを示す、あるいはその段階を経て試行を脱するということもできると思いますが、とりあえず最初の一段は上る。

やはり次のステップを示して、もう一段高度なものに取り組んでもらいたいと考えています。秋葉委員もおっしゃった通り、今は次の段階を探す前にどんどん変わっていつてしまいますので、階段を上っていくと考えれば、もう少しスピードアップできると思います。今のやり方は、あまりに時間がかかりすぎていると思います。

最終的な目標をしっかり定めて、それを2段階、3段階に分けて段階的に進んでいくべきだと思います。

(事務局)

おっしゃられたように、取組方針は一步一步階段を上っているような状況かなと思います。契約に関する条例という大きな目標に向かって進んできたわけですが、よく見えていない部分もあるのかなと感じておりますので、目標をしっかり持って、その上でステップを上る形が望ましいと思っております。

(佐々木会長)

他にいかがでしょうか。

(湯本委員)

資料3に戻りますが、令和4年にコロナ禍で最低賃金が上がらなかったときには、県が特例として、補正係数を掛けて最低制限価格等を算定しておりました。

どの業界でも人材不足になっていますので、そういったことを含めてご検討をお願いしたいと思います。

(佐々木会長)

他にいかがでしょうか。

(濱委員)

前回の審議会で貸金実態調査の報告を受けた時に、正規、非正規を分けた数字の出し方を検討していただけると回答をいただいているところですが、本日の報告を受けると、実態調査をして、国交省の単価があるにも関わらず、落ち着くのは長野県の最低賃金ということになってしまうのですね。実態調査と連動して、どう考えていくかということをお聞かせいただければと思います。

(事務局)

実態調査では、最低制限価格、最低賃金を守れているかを調査しております。非正規の方の適正な賃金がどのくらいか、という判断をするのは難しいので、第一歩として、最低賃金を守ってるのか、という観点で調査を行っております。正規・非正規の方がどのくらいの賃金水準であるかということも含めて今後調査を行ってまいりたいと思います。

(佐々木会長)

取組方針の変更の関係で、いよいよ△が52番と91番の二つだけになりました。この二つについては、基本的には取り組んでいくという方向でよろしいのでしょうか。それとも、検討の結果やめてしまうとか、そういったこともあるのでしょうか。

(事務局)

52番の関係ですが、国の「建設会社における災害時の事業継続力認定」というものがありまして、どんな企業が認定されるのかという状況を見ながら、総合評価落札方式に導入できるかを検討しているところですが、そもそもの目的が「中小企業の受注機会の確保」ということになっていまして、今の認定状況を見ますと、それなりに力がある企業が認定を受けていまして、我々の目的とは結びつかないところがありまして、今後、方針の見直しを検討していきたいと考えているところです。

(事務局)

91番に記載のエシカル消費推進につきまして、所管している県民文化部において現在、検討している状況でございます。エシカル消費については一般にも浸透していない状況です。まずは認知度を上げることが課題と考えているとのこと。

今後の方針でございますが、似たような取り組みで「長野県SDGs推進企業登録制度の認定」が入札参加資格申請の加点対象となっておりますので、取組内容の変更も含めて検討している状況でございます。

(佐々木会長)

他に何かございますでしょうか？

それでは以上をもちまして予定していた会議事項はは全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。それでは事務局にお返ししたいと思います。

4 閉会

(一由企画幹)

委員の皆様におかれましては、会議事項につきまして貴重なご意見を賜り誠にありがとうございました。

それでは次第の3「その他」でございますが、事務局から1点ご連絡させていただきま
す。次回となります第4回目の契約審議会につきましては、年明け1月下旬頃に開催を予
定しております。後日、事務局からご予約の確認をさせていただきますのでよろしくお願
いいたします。

終了までまだ少し時間がございますが、今一度、全体通じて皆様からご発言ありました
ら、よろしくお願いたしますいかがでしょうか？よろしいでしょうか？

それでは、以上をもちまして令和6年度第3回長野県契約審議会を閉会させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

以上